

渉外社員の配置適正化に伴う地方段階の整理事項等について

効率化施策実施に伴う郵便局段階の取扱いについて以下のとおりとする。

1 現在員の異動が伴う場合（スケジュールは別紙のとおり。）

(1) 中条局 → 坂町局（正社員2名）

佐和田局 → 真野局（正社員1名）

要員協議を実施する。ただし、社員への希望調書は「①坂町局（真野局）への異動を希望する」、「②異動を希望しない」のいずれかとする。

異動者は配転一時金の支給対象とする。

(2) 紫雲寺局 → 聖籠局（2名）、加治局 → 新発田局（2名）

現在員全員を異動させることから、要員協議は実施しない。原則、現在両局に勤務している社員が集約局へそれぞれ異動する。

ただし、本社・本部間の整理に基づき、配転一時金は支給する。

(3) その他

ア 効率化勧奨退職は実施しない。

イ 支部段階での意思疎通の取扱いは「支部労使委員会の窓口」で説明する。

2 現在員の異動が伴わない場合

計画人員の異動（付け替え）等について、「支部労使委員会の窓口」で説明する。

渉外社員の配置適正化に関する意思疎通等スケジュール

※○の数字は異動する人数

